

岡崎市男女共同参画団体活動事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例（平成17年岡崎市条例第5号）の理念を踏まえ、男女共同参画社会の推進及び多様な性を尊重する社会の形成に向けた活動に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する岡崎市男女共同参画団体活動事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体は、本市の男女共同参画社会の推進及び多様な性を尊重する社会の形成に熱意を有する市民活動団体（岡崎市市民協働推進条例（平成21年岡崎市条例第8号）第9条第2項の規定により登録を受けた団体）及び次の各号のいずれにも該当する地縁組織とする。

- (1) 岡崎市内を主な活動範囲としているもの
- (2) 定款、規約、会則等を有しているもの
- (3) 団体としての運営及び会計処理が適正に行われているもの
- (4) 市内に住所を有する5人以上で構成されているもの

2 補助金の交付を申請することができる者は、前項に規定した団体の長とする。

(補助金交付の対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、主に市民を対象とした、男女共同参画社会の推進及び多様な性を尊重する社会の形成に向けた事業とし、別表に定めるところによる。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

- (1) 岡崎市から他の制度による補助金等を受けているもの

- (2) 国、地方公共団体その他の機関から補助金等を受けているもの
- (3) 主たる効果が市外で生じるもの
- (4) 利益、残余財産等を構成員に分配するもの
- (5) 特定の個人又は団体が利益を受ける事業に係るもの（公共の福祉に関わる等、特段の事情により適当と認めるものは除く。）
- (6) 第三者に全てを委託するもの
- (7) 政治、宗教、選挙又は営利を目的とするもの
- (8) 施設等の建設、整備及び修繕を目的とするもの
- (9) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- (10) その他市長が不適當であると認めるもの

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、補助事業に直接必要な経費で別表に定めるところによる。

- 2 対象事業の中で参加費等の収入が生じるものについては、当該収入を減じた額を補助対象経費とする。

（補助金の限度額及び補助率）

第5条 補助金の額は、補助の対象となる経費の合算額から当該事業に係る収入を除いた額の2分の1以内でかつ30,000円を上限とする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金を受けようとする者は、岡崎市男女共同参画団体活動事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 支出内訳書
- (4) 役員名簿
- (5) 定款、規約、会則等
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定をし、岡崎市男女共同参画団体活動事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。

(変更交付申請)

第8条 補助事業者は、交付決定通知を受けた後において、当該補助事業の内容の変更又は補助金の額が増加する場合は、岡崎市男女共同参画団体活動事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて変更後の事業に着手する前に市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、目的及び事業効果に直接関係がない事業計画の細部を変更する場合は、この限りでない。

- (1) 変更後の事業計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) 変更後の支出内訳書
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、第1項の規定による申請があったときは、変更の承認の可否を決定し、補助事業者に通知するものとする。この場合において、必要な条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、当該補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その理由を記載した岡崎市男女共同参画団体活動事業費補助金中止・廃止承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、中止又は廃止の承認の可否を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了の日（複数事業で申請する場合は、最後の事業が完了した日）以後30日以内（30日以内に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日までの間）に、岡崎市男女共同参画団体活動事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 支出内訳書
- (4) 事業に支出した領収書の写し
- (5) 事業に係るチラシ、パンフレット及び写真等
- (6) その他市長が必要と認めるもの

（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡崎市男女共同参画団体活動事業費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の時期）

第12条 補助金は、補助金の額の確定後に補助事業者からの請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、交付すべき補助金の額の2分の1を概算払いにより交付することができるものとする。

2 概算払いを受けようとする補助事業者は、第7条の規定による交付決定通知後、請求書を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により概算払いを受けた補助事業者は、補助金額の確定後、速やかに補助金を精算しなければならない。

（情報公開）

第13条 補助金の申請等に関する書類及び実績報告に関する書類、その他補助金に係る一連の内容は、岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市

条例第31号)及び個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、法令等で公開できないとされているもの以外については、一般の閲覧に供することができる。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金を受けたとき。
- (2) 市長の承認を得ず、補助事業の内容の変更又は補助金の額を増加したとき。ただし、第8条第1項のただし書に該当する場合はこの限りではない。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 学区女性団体活動事業費補助金交付要綱は廃止する。
- 3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日以降も、なお、その効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

項 目	内 容
補助対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 市内で実施する男女共同参画社会及び多様な性を尊重する社会の啓発を目的とした講演会・講座等 2 男女共同参画社会及び多様な性を尊重する社会の形成に関する研修等への参加 3 1 及び 2 以外の事業で岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例の基本理念に沿うと認められる事業
補助対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 謝礼金等（講師、専門家、出演者等への謝礼、調査・研究等に係る報償費等） 2 旅費（講師の旅費・宿泊費等、補助対象団体の会員の研修に係る旅費・宿泊費等） 3 消耗品費（消耗品、材料、書籍等の購入費等） 4 印刷製本費（事業に係るチラシ、ポスター、事業報告用写真等の印刷代、コピー代等） 5 通信運搬費（切手等の郵送経費、宅配料、振込手数料、各種保険料等） 6 委託料（団体の会員で実施できない業務の外部委託費用） 7 使用料・賃借料（会場使用料、車両・機器等の賃借料） 8 役務費（クリーニング、検便等の検査費用等） 9 1 から 8 以外の経費で市長が対象と認める経費
補助対象外経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 食糧費（講座・講演会の講師の飲物代、会議・作業時の飲物代は除く。） 2 不動産・建物取得 3 領収書がないもの、使途不明なもの 4 物品 1 つあたりの取得 2 万円（税込）以上のもの 5 慶弔費 6 団体運営のための人件費（事業を推進するために必要な人件費は除く。） 7 交際費、懇親会費等、直接公益に結びつかない経費や、社会一般通念上、公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費